

汚泥再生処理センター施設整備運営事業

入札説明書

平成20年8月

薩摩川内市

目 次

I	本書の位置づけ	1
II	事業の概要	2
1	事業名称	2
2	公共施設の管理者の名称	2
3	事業目的	2
4	事業方式	2
5	契約の形態（別紙1参照）	2
6	事業期間	2
7	事業の範囲	3
8	本施設の概要	3
9	事業者の収入等	4
10	事業のスケジュール（予定）	5
11	法令等の遵守	6
III	入札参加に関する条件等	7
1	入札参加者の構成等	7
2	入札参加者の資格要件	7
3	入札参加者の制限	8
4	参加資格の確認	9
5	入札参加者が資格要件を喪失した場合の取扱い	9
6	入札書比較価格（予定価格に105分の100を乗じて得た価格）	10
IV	事業者の選定	12
1	落札者の決定	12
2	契約手続き等	12
V	入札の手続き等	14
1	入札の手続	14
2	入札参加に関する留意事項	17
VI	提出書類	20
1	参加資格確認申請時の提出書類	20
2	入札辞退時の提出書類	20
3	入札時の提出書類	20
VII	提出書類作成要領	22
1	一般的事項	22
2	参加表明書及び資格確認申請時の提出書類	22
3	入札書	22
4	提案書	22
VIII	その他	24
1	必要事項等の追加	24
2	情報公開及び情報提供	24
別紙1	事業スキーム図	25
別紙2	入札書の提出用封筒	26

I 本書の位置づけ

本入札説明書は、薩摩川内市（以下「市」という。）が、DBO方式（Design-Build-Operate）により発注する「汚泥再生処理センター施設（以下「本施設」という。）整備運営事業」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を総合評価落札方式により募集及び選定するに当たり、入札参加希望者を対象に交付するものである。

なお、DBO方式とは、事業者に設計・建設から維持管理・運営まで一括して発注する方式であるが、資金調達を事業者ではなく市が行う方式である。

入札参加者は本入札説明書の内容を踏まえ、入札に必要な提案書を提出すること。

また、以下の文書は、本入札説明書と一体のものである（以下「入札説明書等」という。）。したがって、提案書の作成に当たっては入札説明書等を精読のうえ、遺漏の無いように努めること。

添付資料1：要求水準書【設計・建設編】

添付資料2：要求水準書【維持管理・運営編】

添付資料3：落札者決定基準

添付資料4：様式集

添付資料5：基本協定書（案）

添付資料6：基本契約書（案）

添付資料7：建設工事請負契約書（案）

添付資料8：維持管理・運営委託契約書（案）

本事業に係る基本契約書（案）、本事業に係る建設工事請負契約書（案）、本事業に係る維持管理・運営委託契約書（案）の3つの契約をまとめて、以下「事業契約書（案）」という。

II 事業の概要

1 事業名称

汚泥再生処理センター施設整備運営事業

2 公共施設の管理者の名称

薩摩川内市長

3 事業目的

川内環境センター(既存し尿処理施設)は、昭和55年に供用開始してから既に28年経過(平成20年度時点)し、施設の老朽化が進んでおり、また、し尿及び浄化槽汚泥の処理時に発生する余剰汚泥等については、これまで海洋投入処分を実施してきたが、平成19年1月末に海洋投入処分が全面禁止された。

このようなことから、市は、し尿及び浄化槽汚泥を将来にわたり、安定・安全かつ適正に処理する汚泥再生処理センター(以下「本施設」という。)を整備することとしている。

また、本施設には、循環型社会形成推進計画の理念に基づいて、し尿及び浄化槽汚泥を資源として捉え、し尿及び浄化槽汚泥を処理する施設のほか、処理に伴って排出される汚泥及び公共下水道等から排出されている汚泥を効率的かつ効果的に再資源化(炭化)する施設をあわせて整備するものとする。

4 事業方式

本事業の事業方式は、本施設の設計・建設及び維持管理・運営を一括して事業期間を通して発注するDBO(Design-Build-Operate)方式とする。

なお、本施設は、市が原始取得者となり所有する。

5 契約の形態(別紙1参照)

市は、本事業について事業者の本施設における設計・建設及び維持管理・運営を一括で委託するために、本事業に係る基本契約を締結する。

また、市は、基本契約に基づき、本施設の建設に関し、事業者の一部が本施設の建設のために組成する建設共同企業体(以下「建設JV」という。ただし、Ⅲ-2-(2)に定める要件を満たし本施設の建設を1社で行い得る場合は、建設JVを組成する必要はない。この場合、以下「建設JV」を「建設企業」と読み替える。)と、本事業に係る建設工事請負契約を締結する。

さらに、市は、基本契約に基づき、本施設の維持管理・運営に関し、選定された入札参加者の構成員が本事業の維持管理・運営を実施するために株主として出資し設立する特別目的会社(以下「SPC」という。)と本事業に係る維持管理・運営委託契約を締結する。(本事業に係る基本契約、本事業に係る建設工事請負契約、本事業に係る維持管理・運営委託契約の3つの契約をまとめて、以下「事業契約」という。)

建設JVは、事業者の構成員である本施設に係る設計業務を行う者(以下「設計企業」という。)と、設計業務委託契約を締結する。ただし、建設業務を1社単独で行い、当該企業が設計業務についても、同じく単独で行う場合、設計業務委託契約の締結は不要とする。

6 事業期間

事業期間は、契約締結日(平成21年6月予定)から平成39年3月31日までの期間である。なお、具体的には次のとおりとする。

- (1) 設計・建設期間
契約締結日から平成24年3月31日までの約3年間
- (2) 維持管理・運営期間
平成24年4月1日から平成39年3月31日までの15年間

7 事業の範囲

(1) 事業者の業務範囲

事業者が実施する主な業務は次のとおりである。なお、各業務における具体的内容については、「添付資料1：要求水準書【設計・建設編】」、「添付資料2：要求水準書【維持管理・運営編】」及び事業契約書（案）に示す。

① 設計・建設業務

- ア 設計（実施設計）
- イ 建設（造成工事，ユーティリティー各種引き込み，外構整備，試運転を含む。）
- ウ 工事管理
- エ 各種申請及び申請支援（生活環境影響調査等，建築確認申請，一般廃棄物処理施設設置届，交付金申請，議会及び住民への説明支援等）

② 維持管理・運営業務

- ア 受入・受付管理業務
- イ 運転管理業務
- ウ 維持管理業務
- エ 環境管理業務
- オ 情報管理業務
- カ その他管理業務
- キ 付帯業務

(2) 市の業務範囲

市が実施する主な業務は次のとおりである。

- ア 本事業の実施に関する地元同意の取得
- イ 循環型社会形成推進交付金の申請手続
- ウ 各種申請（生活環境影響調査，建築確認申請，一般廃棄物処理施設設置届，交付金申請等）の実施
- エ 受水層（場外設置）の整備
- オ 旧施設の解体，解体後の跡地整備
- カ 再資源化物（炭化物）の有効利用（市民配布）

8 本施設の概要

本施設の概要は次のとおりである。なお、詳細は、「添付資料1：要求水準書【設計・建設編】」及び「添付資料2：要求水準書【維持管理・運営編】」にて示す。

(1) 敷地の立地条件

表：事業予定地概要

所在地	薩摩川内市五代町字平松地内
用途地域等	都市計画区域内，用途地域外
防火地域	区域外
敷地面積	約 8,600 m ² （管理面積最大約 45,400 m ² ）
建ぺい率	70 %
容積率	400 %
周辺状況等	<ul style="list-style-type: none">・隣接して現川内環境センターがある。・周辺は山間に囲まれている。・搬入道路は国道 3 号線より分岐し，現川内環境センターに至る搬入道路がある。

(2) 土地の取得等に関する事項

本敷地は事業契約時において市の所有地であるが，事業者は本事業の実施に必要な範囲において土地を無償で使用できるものとする。

(3) 施設の処理能力等に関する事項

① 施設の処理能力

し尿	：	61 kl/日
浄化槽汚泥	：	163 kl/日（浄化槽汚泥の割合：約 73 %）
<hr/>		
計	：	224 kl/日
下水汚泥（脱水汚泥）	：	3 t/日

② 処理方式

浄化槽汚泥の混入比率の高い膜分離高負荷脱窒素処理方式

9 事業者の収入等

本事業における事業者の収入は，事業者が実施する本施設の設計・建設に係る対価（以下「建設工事請負代金」という。）及び維持管理・運営に係る対価（以下「処理委託費」という。）から構成される。

(1) 建設工事請負代金

建設工事請負代金は，建設工事請負契約に定めるところにより，建設 J V に支払うものとする。

① 各会計年度における請負代金の支払限度額の割合

平成 21 年度	20 %
平成 22 年度	50 %
平成 23 年度	30 %

② 各会計年度の支払限度額及び出来高予定額は，契約書作成時に通知する。

③ 公共工事の前払金保証事業に関する法律第 5 条の規定により登録を受けた保証事業会社の保証がなされている場合は，前払金は，各年度に当該年度の出来高予定額の 3 割以内（中間前払金は 2 割以内）の額を支払う。

(2) 処理委託費

処理委託費は，本施設の維持管理及び運営に要する費用として，維持管理・運営委託契約に

定めるところにより、各年度の四半期に1回、SPCに支払うものとする。

この場合において、処理委託費は、固定費、変動費及び維持管理業務に要する費用で構成し、変動費は各支払期の業務実績に応じて変動させた金額とする。

なお、維持管理業務に要する費用は、予防保全を主体とした適切な業務計画に基づいた費用とする。維持管理・運営期間中の各年度の維持管理業務に対する支払額が変動することは認められるが、支払額の平準化についても、一定の配慮を行なうものとする。

また、物価変動に基づき、年に1回改定するほか、事業者による業務の履行状況に応じて、事業契約書（案）の規定に従い減額等を行う場合がある。

詳細は事業契約書（案）を参照すること。

(3) 再資源化物（炭化物）の有効利用

本事業では、し尿及び浄化槽汚泥等を資源として捉えており、事業者に対してこれらを再資源化（炭化）し、有効活用することを求める。よって、事業者は、再資源化物（炭化物）の市からの買取単価の提案を行い、当該提案単価と実際の買取数量に基づき、四半期に一度市へ支払を行うものとする。なお、買取った再資源物（炭化物）の有効活用に関する販売等の一切の業務は、事業者自らの責任において行うものとする。

10 事業のスケジュール（予定）

本事業のスケジュールは、次のとおりとする。

日 程	内 容
平成20年 8月29日（金）	入札公告及び入札説明書等の公表
平成20年 8月29日（金） ～ 9月 8日（月）	入札説明書等に関する質問受付（第1回）
平成20年 9月18日（木）	入札説明書等に関する質問への回答公表（第1回） （入札参加資格確認に関するもの）
平成20年 9月24日（水）	参加表明書及び資格確認申請書の受付
平成20年 9月30日（火）	資格確認結果の通知の発送
平成20年10月 1日（水）	入札説明書等に関する質問への回答公表（第1回） （その他全般に関するもの）
平成20年10月 2日（木） ～ 10月 6日（月）	現地見学会
平成20年10月 2日（木） ～ 10月10日（金）	入札説明書等に関する質問受付（第2回）
平成20年10月31日（金）	入札説明書等に関する質問への回答公表（第2回）
平成20年11月 4日（火） ～ 12月 5日（金）	入札提出書類の受付
平成21年 2月	開札
平成21年 2月	落札者の決定及び公表
平成21年 2月	基本協定の締結
平成21年 6月	事業契約の締結
事業契約の締結日～平成24年 3月	施設の設計・建設，試運転
平成24年 4月～平成39年 3月	施設の維持管理・運営

1 1 法令等の遵守

事業者は、本事業の実施に当たり、設計・建設及び維持管理・運営の提案内容に応じて関連する法令、条例、規則、要綱等を遵守するとともに、各種基準、指針等についても本事業の要求水準書と照らし合わせて適宜参考にすること。

Ⅲ 入札参加に関する条件等

1 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

- (1) 入札参加者は、単独企業又は複数の企業で構成されるグループとする。
- (2) 入札参加者を構成する企業（以下「構成員」という。）数の上限は任意とするが、本業務の実施に関して各々の構成員が適切な役割を担うものとする。構成員は、入札参加者を代表し、市との交渉窓口となる代表企業1社を定めなければならない。
- (3) 構成員は、本施設の設計を行う企業、本施設の施工を行う企業、本施設の維持管理・運営を行う企業を含むものとする。
- (4) 参加資格確認後の入札参加者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない場合には、市と協議を行うものとする。
- (5) 入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員に加わることはできない。なお、有効利用先企業については、本書末の「別紙1 事業スキーム図」に示すとおり、必ずしも入札参加者の一員としてSPCへの出資等の必要はなく、SPCと直接、所要の契約を締結することが可能である。また、構成員とならない場合は、複数の入札参加者の有効利用先企業の提案先となることが可能である。
- (6) 本施設の建設を行う者は、本施設を建設する目的で建設JVを組成するものとする。（ただし、Ⅲ-2-(2)に定める要件を満たし本施設の建設を1社で行い得る場合は、建設JVを組成する必要はない。）
- (7) 構成員は、本施設を維持管理・運営するためには、SPCを組成しなければならない。

2 入札参加者の資格要件

入札参加者の構成員として、以下の(1)から(3)の各項の要件を満たす企業（構成員）を含むこと。

(1) 設計業務を行う者（設計企業）

本施設の設計を行う企業（設計企業）について、単独の企業の場合は、次の①から④の要件を全て満たすこと。また、複数の企業で行う場合は、次の①及び②の要件について全ての企業が満たし、③及び④の各要件については複数の企業のうち少なくとも1社が満たしていること。

- ① 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ② 経営状況が健全であること。なお、ここでいう経営状況が健全であることとは、手形交換所における取引停止処分を受けていない者、主要な取引先から取引停止を受けていない者、及び経営状態が著しく不健全でない者をいう。
- ③ 水処理施設については、『廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係る汚泥再生処理センター性能指針』の「Ⅳ-1-(2)」に示される実証施設・実用施設の設計実績を有すること。なお、方式は浄化槽汚泥の混入比率の高い脱窒素処理方式（膜分離高負荷処理に限る。）であること。
- ④ 再資源化設備については、『廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係る汚泥再生処理センター性能指針』の「Ⅳ-2-(2)」に示される実証施設・実用施設の設計実績を有し、又は、汚泥（上下水道及び浄化槽を含む。）の実用施設の設計実績を有すること。なお、方式は炭化であること。

(2) 建設業務を行う者（建設JV）

本施設の建設を行う企業（建設JV）について、単独の企業の場合は次の①から⑦の要件を全て満たすこと。また、複数の企業で行う場合は、次の①及び②の要件について全ての企業が満たし、③から⑦の各要件について複数の企業のうち少なくとも1社が満たしていること。

ただし、本社以外の支社等（受任先）で建設JVに参加する場合は、受任先が①の要件を満たす必要がある。

- ① 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、土木一式工事、建築一式工事、清掃施設工事につき、各建設工事を実施するための各々の担当する工事の特定建設業の許可を受けていること。
 - ② 市の平成20年度及び21年度建設工事等入札参加資格を有すること。なお、入札参加資格者名簿の登録先が、当該企業の支社等の場合は、本要件を満足するものとして認める。
 - ③ 参加表明書の提出期限日において、建設業法に規定する土木一式工事に係る経営事項審査結果通知書【最新のもの】の総合評定値（総合評点）が800点以上であること。
 - ④ 参加表明書の提出期限日において、建設業法に規定する建築一式工事に係る経営事項審査結果通知書【最新のもの】の総合評定値（総合評点）が800点以上であること。
 - ⑤ 参加表明書の提出期限日において、建設業法に規定する清掃施設工事に係る経営事項審査結果通知書【最新のもの】の総合評定値（総合評点）が800点以上であること。
 - ⑥ 水処理施設については、「廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係る汚泥再生処理センター性能指針」のⅣ-1-(2)に示される実証施設・実用施設の建設実績を有すること。なお、方式は浄化槽汚泥の混入比率の高い脱窒素処理方式（膜分離高負荷処理に限る。）であること。
 - ⑦ 資源化設備については、『廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係る汚泥再生処理センター性能指針』のⅣ-2-(2)に示される実証施設・実用施設の建設実績を有し、又は、汚泥（上下水道及び浄化槽を含む。）の実用施設の建設実績を有すること。なお、方式は炭化であること。
- (3) 維持管理・運営を行う者（維持管理・運営企業）

本施設の維持管理・運営を行う企業（維持管理・運営企業）について、単独の企業の場合は、次の①から③の要件を全て満たすこと。また、複数の企業で行う場合は、①から③の各要件について、複数の企業のうち少なくとも1社が要件を満たすこと。

- ① 水処理施設として、平成12年10月以降に設計したもので、70 k1/日以上処理量かつ1年以上稼働しているし尿、浄化槽汚泥、下水の処理施設の運転管理実績を有すること。複数の処理対象物を処理している場合は、その合計量が70 k1/日以上とする。
なお、包括的民間委託の契約形態による実績まで求めるものではなく、長期・単年を問わず、従来の委託契約として施設運転管理を実施した実績を認めるものとする。（下記②も同じ。）
- ② 再資源化施設として、平成12年10月以降に設計したもので、炭化施設に対し10 t/日以上（処理量）又は焼却施設若しくはガス化熔融施設に対し30 t/日以上（処理量）で、1年以上稼働している施設の運転管理実績を有すること。
- ③ 廃棄物処理施設技術管理者として成り得る資格を有する者が1名以上在籍し、本業務に配置できること。

3 入札参加者の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成員及び入札参加者のアドバイザーとなることはできない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当する者であること。
 - ① 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - ② 次に該当すると認められた者で、その事実があった後3年間を経過していない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

- イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公平な執行を妨げた者若しくは公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- カ 上記事項の一に該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人又はその他の使用人として使用した者

- (2) 市から指名停止を受けている者
- (3) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (4) 平成20年9月24日(水)(資格確認申請書の受付日)現在において、1年以上営業を営んでいない者
- (5) 消費税及び地方消費税に未納の税額がある者
- (6) 市税に滞納の税額がある者
- (7) 許可等を必要とする営業については、当該許可等を受けていない者
- (8) 本事業に係る本市が発注したアドバイザー業務に関与した者及びこれらの者と資本面及び人事面において関連のある者

(「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株主を有し、又はその出資の総額100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。)

なお、本事業に係る本市が発注したアドバイザー業務に関与した者は次のとおりである。

- ① パシフィックコンサルタンツ株式会社
- ② 西村あさひ法律事務所
- (9) 薩摩川内市汚泥再生処理センター施設整備運営事業 総合評価審査委員会委員

4 参加資格の確認

入札参加者は、Ⅲ-2に掲げる要件を満たすことを証明するため、後述する手続きにより参加資格確認申請を行い、参加資格の確認を受けなければならない。なお、参加資格の確認は、参加表明書の提出日とする。

5 入札参加者が資格要件を喪失した場合の取扱い

参加資格確認後に入札参加者の構成員がⅢ-2に掲げる資格要件を喪失した場合並びにⅢ-3に掲げる入札参加に制限された者となった場合は、以下の取り扱いとする。なお、下記(1)及び(2)の場合に当該入札参加者についてⅢ-1に掲げる入札参加者の構成等に関する要件が満たされない場合は、当該入札参加者は落札者として決定されないものとする。

- (1) 参加資格を有する者と確認を受けた日から提案書提出日前日までの間に資格を喪失した場合

- ① 代表企業が資格要件を喪失した場合

代表企業が資格を喪失した場合は、代表企業が受託・請負する予定であったのと同種の業務について参加資格が認められたものが当該入札参加者の構成員の中に存在し、かつ当該入札参加者の構成員の中から新たに代表企業を選定する場合に限り(資格未確認の企業を代表企業として新たに入札参加グループに追加することは認めない)、資格要件を喪失した当初の代表企業を入札参加者から除外したうえで、提案書を提出することができる。この場合、当初の代表企業が出資を予定していた金額については、他の構成員が拠出することを条件とする。

② 代表企業以外の構成員が資格要件を喪失した場合

代表企業以外の構成員が資格要件を喪失した場合は、資格要件を喪失した構成員の他に、資格要件を喪失した構成員が受託・請負する予定であったのと同種の業務について参加資格が認められたものが当該入札参加者の構成員の中にいる場合は、提案書を提出することができる。

資格要件を喪失した構成員が受託・請負する予定であったのと同種の業務について当該入札参加者内に参加資格が認められたものが他に存在しない場合は、新たに参加資格の確認を受けたうえでその場合に限り構成員の追加を認める。これらの場合のうち構成員が資格を喪失した場合、当初の構成員が出資を予定していた金額については、他の構成員が拠出しなければならない。なお、上記のいずれの場合も、資格要件を喪失した構成員は入札参加者から除外されるものとする。

(2) 提案書提出から落札者決定前日までの間に資格要件を喪失した場合

代表企業を含む構成員が資格を喪失した場合は、当該グループを失格とする。

(3) 落札者決定日から事業契約締結日前日までの間に資格要件を喪失した場合

下記①及び②のとおりとする。なお、本事業に関して不正な行為を行った場合の取り扱いについては、基本協定書（案）及び基本契約書（案）に従うものとする。

① 代表企業が資格要件を喪失した場合

代表企業が資格を喪失した場合は、当該グループを失格とし、市は、審査委員会での総合評価値の高い者から順に、契約交渉を行うことができる。

② 代表企業以外の構成員が資格要件を喪失した場合

代表企業以外の構成員が資格要件を喪失した場合は、資格要件を喪失した構成員の他に、資格要件を喪失した構成員が受託・請負する予定であったのと同種の業務について参加資格が認められたものが当該入札参加者の構成員の中にいる場合は、当該落札者決定に影響はないものとして取り扱うものとする。

資格要件を喪失した構成員が受託・請負する予定であったのと同種の業務について当該入札参加者内に参加資格が認められたものが他に存在しない場合は、新たに参加資格の確認を受けたうえでその場合に限り構成員の追加を認め、当該落札者決定に影響はないものとして取り扱うものとする。これらの場合のうち構成員が資格を喪失した場合、当初の構成員が出資を予定していた金額については、他の構成員が拠出しなければならない。なお、上記のいずれの場合も、資格要件を喪失した構成員は入札参加者から除外されるものとする。

6 入札書比較価格（予定価格に105分の100を乗じて得た価格）

本事業の入札書比較価格は、次のとおりとする。

(1) 入札書比較価格

11,475,238,096円（消費税及び地方消費税額は含まない。）

なお、参考として、入札書比較価格の参考内訳額を次に示す。

① 建設工事請負代金の参考内訳額

6,636,991,335円（消費税及び地方消費税額は含まない。）

② 処理委託費の参考内訳額

4,838,246,761円（消費税及び地方消費税額は含まない。）

(2) 留意事項

入札書比較価格は、事業期間にわたる請負代金及び処理委託費を単純に合計した金額であり、事業契約書（案）に規定する物価変動等は見込んでいない。

なお、入札金額及び入札金額の内訳について、契約の内容に適合した履行がされる否か、及び金額を入札した者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある。

るか否かについて,当該金額を入札した者に低入札価格調査制度に基づき事情聴取等を実施する
場合がある。事情聴取に協力しない者については,失格とする。

IV 事業者の選定

1 落札者の決定

(1) 落札者の決定方法

本事業は、設計・建設段階から維持管理・運営段階の各業務を通じて、事業者に効率的・効果的サービスの提供を求めるものであり、事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、落札者の選定にあたっては、「請負代金及び処理委託費の額」並びに「事業運営能力、設計・建設及び維持管理・運営能力等その他の条件」により選定（いわゆる総合評価一般競争入札：地方自治法施行令第167条の10の2第3項）する。

(2) 提案書の審査

提案書の審査は、学識経験者等で構成する「薩摩川内市汚泥再生処理センター施設整備運営事業 総合評価審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が、あらかじめ定めた「添付資料3：落札者決定基準」に基づいて行い、優秀提案を選定する。

なお、審査委員会の会議は非公開とし、委員名簿は入札結果公表時に併せて公表する。

(3) 落札者の決定

市は、審査委員会の優秀提案選定を踏まえ、落札者を決定する。ただし、審査委員会が2以上の優秀提案者を選定した場合は、当該優秀提案者によるくじ引きにより落札者を決定する。

(4) 入札結果及び評価の公表

市は、審査委員会における審査及び選定の結果を取りまとめて、速やかに入札参加者に対して通知するとともに、市のホームページ等で公表する。

なお、電話等による問合せには応じない。

2 契約手続き等

(1) 基本協定の締結

落札者と市は、「添付資料5：基本協定書（案）」について落札者決定通知を受けた日から7日以内に締結する。

(2) S P C の設立

落札者は、基本協定締結後、速やかにS P Cを会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として設立し、S P Cに係る商業登記簿謄本を市に提出する。S P Cの設立及び維持管理・運営に関し、落札者は、株主間契約を締結するものとし、その写しを市に提出すること。株主間契約は以下に定める事項を満たすこと。

- ① S P Cの登記上の本店所在地は、鹿児島県薩摩川内市とする。
- ② S P Cの設立に当たり、落札者の企業は全員出資を行うとともに、落札者の企業は全員の合計で出資比率50%を超えるものとする。なお、出資金額の合計は1億円以上とし、維持管理・運営期間中これを維持するものとする。
- ③ 落札者の代表企業のS P Cに対する株式保有割合が、S P C設立時から事業期間を通じて出資者の中で最大となるものとする。
- ④ S P Cの株主となる落札者の企業全員（以下「株主」という。）は、市の事前の同意なくしてS P Cの株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わない。
- ⑤ S P Cは、経営の透明性を確保するために、翌事業年度の開始する日の1ヶ月前までに、翌事業年度の事業計画を市に提出する。
- ⑥ S P Cは、経営の健全性及び透明性を確保するために、S P Cが会社法上要求される計算書類、事業報告、附属明細書、監査報告及び会計監査報告に加え、キャッシュ・フロー計算書を、毎事業年度終了後3ヶ月以内に市に提出する。
- ⑦ S P Cは、前項のほかS P Cの株主の経営状況及び会社法上要求される計算書類並びに

事業報告及び附属明細書に加え、キャッシュ・フロー計算書を毎事業年度終了後3ヶ月以内に市に提出する。

(3) 議会の議決

本事業の契約議決に関する議案については、平成21年第2回市議会定例会（6月）に提出する予定である。

(4) 事業契約書の作成

事業契約書（案）により、事業契約のための事業契約書を作成する。契約の締結にあたっては、落札者の入札金額及び事業契約書（案）に示した契約内容について、軽微な事項を除き、変更できないことに留意すること。

(5) 契約の締結

市は、本事業について事業者の本施設の設計・建設及び維持管理・運営業務を一括で委託するための、本事業に係る基本契約を落札者及びSPCと平成21年4月（予定）に締結する。

また、市は、基本契約に基づき、本施設の建設に関し、落札者の一部が本施設の建設のために組成する建設JVと、平成21年4月（予定）に仮契約を締結するものとし、平成21年第2回市議会定例会（6月）の議決を得たときは、本契約を締結したものとみなす。

さらに、市は、基本契約に基づき、本施設の維持管理・運営に関し、SPCと維持管理・運営委託契約を平成21年4月（予定）に締結する。

なお、上記の建設工事請負仮契約が議会の市議決を得ることができず無効となったときは、基本契約及び維持管理・運営委託契約もその効力を失す。この場合において、市は損害賠償の責を負わないものとする。

(6) 契約を締結しない場合

落札者が市と契約を締結しない場合は、市は違約金として落札金額の100分の10に相当する金額を請求することがある。

落札者と事業契約を締結しない場合、市は、審査委員会での総合評価値の高い者から順に、契約交渉を行うことができる。

(7) 費用の負担

事業契約書の作成に係る落札者側の弁護士費用、印紙代など、契約書の作成に要する費用は、事業者の負担とする。

(8) 契約保証金

落札した者は、薩摩川内市長が指定する日までに、次に掲げる契約保証金を納付しなければならない。ただし、薩摩川内市契約規則題42条各号のいずれかに該当するときは、当該契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

① 建設工事請負契約に係る契約保証金

薩摩川内市契約規則第39条の規定により、建設工事請負契約に係る契約金額の100分の10以上の額

② 維持管理・運営委託契約に係る契約保証金

維持管理・運営委託契約に定める委託金額を15で除した額の100分の10以上の額

V 入札の手続き等

1 入札の手続

(1) 入札説明書等の公表

① 公表方法

入札説明書等を平成20年8月29日（金）に市のホームページにおいて公表するので、入札に参加しようとする者はダウンロードすること。なお、資料の閲覧・配布については、下記②の場所にて閲覧・配布を行う。

② 閲覧・配布

市のホームページにおいて公表する資料以外に下記イに示す資料の閲覧・配布を希望する者は、E-mail（様式自由）により下記(12)まで、閲覧の希望時間又は資料の配布先（両方希望の方は両方を記入）を、必ず記入し申し込むこと。なお、閲覧後に配布を希望するものは、閲覧の申込とは別に下記ウに示す配布申込の期間までに申し込むこと。

市は、申込書を受領したことを確認するため、電子メールにより、市の受信確認通知を各提出者へ返信する。受信確認の通知が無い場合は、下記(12)へ必ず電話確認を行うこと。なお、市の受信確認通知には、1日程度を要する。

ア 閲覧・配布場所及び申込先

下記(12)に同じ。

イ 閲覧・配布資料

閲覧・配布する資料は、次のとおりとする。

	閲覧・配布資料一式	備考
1	測量データ（CAD：DXF）	—
2	造成計画図（参考）	市が参考として作成した造成計画図
3	既存し尿処理施設（解体可能範囲に関する設備等）の図面	ガスホルダー、車庫、汚泥貯蔵所等
4	薩摩川内市地域防災計画	閲覧のみ

ウ 閲覧・配布期間

閲覧は、平成20年9月8日（月）から平成20年9月12日（金）までの9時から17時まで（土曜・日曜は除く）とする。

なお、配布申込は、平成20年9月12日（金）まで受け付け、平成20年9月16日（火）に同時に発送する。資料を受領した場合、速やかに下記(12)に通知すること。

エ 入札参加資格を認める通知を受けた企業のみ閲覧・配布を予定している資料

以下の資料について、入札参加資格を認める通知を受けた企業のみ閲覧・配布を予定している。なお、閲覧・配布の詳細にあたっては、入札参加資格確認通知書参加資格と同時に通知する。

	閲覧・配布資料一式	備考
1	市が設置する受水槽の設備（ポンプ等）・配管の仕様及び図面	—
2	生活環境影響調査（現況データ等）	—

(2) 参加表明書及び資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、次により資格確認の申請を行わなければならない。参加表明書及び資格確認申請書等を提出しない者及び参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

① 提出書類

「VI 提出書類」に示すとおりとする。

② 提出方法

郵送による。

③ 提出場所

下記(12)に同じ。

④ 提出日時

平成20年9月24日(水) 9時から17時まで

(3) 資格確認結果の通知

資格確認結果は、参加資格確認申請を行った入札参加希望者の代表企業に対して、平成20年9月30日(火)に、市から入札参加資格確認通知書により通知する。

(4) 資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格対象外通知書により、参加資格がないと認められた入札参加希望者は、市に対して参加資格がないと認めた理由について、次のとおり、書面(様式自由。ただし代表企業の代表者印を要する。)を提出することにより、説明を求めることができる。市は、説明を求められたときは、説明を求めた入札参加希望者の代表企業に対して、平成20年10月14日(火)までに書面により回答を発送する。

① 提出期限

平成20年10月7日(火) 17時まで

② 提出方法

郵送による。

③ 提出場所

下記(12)に同じ。

(5) 入札説明書等に関する質問受付

入札説明書等に関する質問を、次のとおり受け付ける。

① 提出方法

入札説明書等に関する質問がある場合は、入札説明書等に関する質問書(様式2)に必要事項を記入のうえ、E-mailにより下記(12)に提出すること。電話やFAX、口頭による質問は受け付けない。なお、文書形式は、Microsoft Excel(Windows版)とすること。

市は、質問書を受領したことを確認するため、電子メールにより、市の受信確認通知を各提出者へ返信する。受信確認の通知が無い場合は、下記(12)へ必ず電話確認を行うこと。なお、市の受信確認通知には、1日程度を要する。

② 提出期間

第1回 平成20年 8月29日(金)～ 9月 8日(月)

第2回 平成20年10月 2日(木)～10月10日(金)

最終日の午後5時必着とする。

(6) 入札説明書等に関する質問への回答書の公表

入札説明書等に関する質問への回答については、下記の期日までに市のホームページにおいて公表する。なお、質問者の特殊技術及びノウハウ等に関連する質問については、市は質問者へ個別に回答を行うものとする。ただし、市は応募企業又は応募グループの代表企業と協議のうえ、市の判断で個別回答としないこともある。また、電話等による問合せには応じない。

第1回 平成20年 9月18日(木) 公表対象：入札参加資格確認に関するもの

平成20年10月 1日(水) 公表対象：その他全般に関するもの

第2回 平成20年10月31日（金）

(7) 現地見学会

本施設の計画地等に関する現地見学会を、次のとおり開催する。現地見学会は、入札参加希望者ごとに開催するものとし、入札参加資格を認める通知を受けた企業のみ見学を認める。なお、見学者は、必要に応じて作業着、長靴等を各自で用意すること。

① 日時

平成20年10月2日（木）～10月6日（月）

上記の期間において、申込希望日を参考に調整し市が指定する。

② 集合場所

薩摩川内市五代町字平松地内

川内環境センター

③ 申込期間

入札公告日（平成20年8月29日（金））から平成20年9月24日（水）17時までとする。

④ 申込方法

現地見学会への参加希望者の代表企業は、必要事項を記入した現地見学会参加申込書（様式1）をE-mailにより下記(12)に提出すること。

市は、申込書を受領したことを確認するため、電子メールにより、市の受信確認通知を各提出者へ返信する。受信確認の通知が無い場合は、下記(12)へ必ず電話確認を行うこと。なお、市の受信確認通知には、1日程度を要する。

(8) 入札の辞退

参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加希望者が、入札を辞退する場合は、入札提出書類提出期限までに、入札辞退届（様式8）を下記(12)に郵送し、市の承諾を受けること。

(9) 入札提出書類の提出

参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加者は、VI-3に示す入札提出書類を次のとおり郵送により提出すること。なお、提出は代表企業が行うこと。

入札書

① 提出期間

平成20年11月4日（火）～平成20年12月5日（金）

最終日の17時必着とする。

② 提出先

〒895-8799 川内郵便局留 薩摩川内市役所 契約検査課行

※「入札書在中」と朱書きのうえ、事業名等を記入し、一般書留又は簡易書留のいずれかにより送付すること（別紙2参照）。

提案書

① 提出期間

平成20年11月4日（火）～平成20年12月5日（金）

最終日の17時必着とする。

② 提出先

下記(12)に同じ。

※「汚泥再生処理センター施設整備運営事業入札提出書類在中」と朱書きのうえ、一般書留又は簡易書留のいずれかにより送付すること。

(10) 提案書に関するヒアリングの実施

提案書審査にあたって、提案内容の確認のために必要と判断した場合、入札参加者に対するヒアリングを実施する。なお、ヒアリングは書面による方法を考えており、入札参加者の代表企業宛に確認事項を発送する。

- ① 発送日
平成21年1月21日（水）
- ② 提出期間
平成21年1月22日（木）～平成21年1月28日（水）
- ③ 提出先
下記(12)に同じ。

(11) 開札

入札書の開札は、入札参加者又はその代理人の立会いのうえ、次のとおり行う。なお、日程や場所等の詳細が決定し次第、各入札参加者の代表企業に市より通知する。

立会いを行う者は、各入札参加者で1名とする。また、代理人が開札に立会う場合は、委任状（開札）（様式16）を、当日、持参すること。

- ① 日時
平成21年2月
- ② 場所
薩摩川内市神田町3番22号
薩摩川内市役所本庁舎内
- ③ 開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない市職員を立ち合わせて行う。
- ④ 開札場には、入札参加者又はその代理人及び上記③ただし書きの立会職員以外の者は、入場することができない。
- ⑤ 入札参加者又はその代理人は、開札開始時刻後においては、開札場に入場することができない。
- ⑥ 入札参加者は、開札場に入場しようとするときは、市職員に身分証明書を提示しなければならない。なお、代理人は、委任状（開札）をもって、身分証明書に替えることとする。
- ⑦ 入札参加者又はその代理人は、市職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合を除き、開札が終了するまで開札場を退場することができない。
- ⑧ 開札場において、次の各号の一つに該当するものは当該開札場から退去させる。
 - ア 公正な執行を妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者

(12) 入札事務を担当する部署（本事業の事務局）

〒895-8650	薩摩川内市神田町3番22号
薩摩川内市	市民福祉部 環境課 環境施設整備室
TEL	(0996) 23-5111
E-mail	kankyouseibi@city.satsumasendai.lg.jp

2 入札参加に関する留意事項

(1) 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）

等に抵触することのないように留意すること。また、入札参加者は、本入札説明書に定めるもののほか、薩摩川内市契約規則その他関係法令を遵守すること。

なお、落札者決定までの期間に、事務局等の市関係者に対して自己の有利になるよう接触等の働きかけを行わないこと。

(2) 入札提出書類の書換え等の禁止

入札参加者は、提出期限以降における入札提出書類の書換え及び再提出をすることができない。

(3) 入札の延期等

市が必要と認めるときは、入札を延期し、中止し、又は取り消すことがある。

(4) 入札の無効

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ① 入札に参加する資格がない者がしたもの
- ② 入札書記載の金額、氏名その他の入札要件が確認しがたいもの
- ③ 入札書記載の金額以外を加除訂正した場合において、当該箇所に訂正印がない入札又は氏名の下に押印がないもの
- ④ 入札者が同一事項について2通以上の入札をしたもの
- ⑤ 2人以上を代理する者が入札したもの
- ⑥ 談合その他不正な行為があったと認められるもの
- ⑦ 入札書及び提案書が指定の日時まで指定の場所に到着しなかったもの
- ⑧ 入札参加資格確認通知書の通知を受けていない者がしたもの
- ⑨ 指定された郵送方法以外で入札書及び提案書を郵送したもの
- ⑩ 郵送された入札書を封入した封筒に、指定された事項が記載されていないもの
- ⑪ 郵送された入札書を封入した封筒に、記載の事業名及び差出人と封入された入札書の事業名又は入札者が相違するもの
- ⑫ 入札書に記名押印のないもの
- ⑬ 入札金額が入札書比較価格を上回っているもの
- ⑭ 本入札説明書の定める「Ⅲ 入札参加に関する条件等」に違反したもの
- ⑮ その他市長があらかじめ指示した事項に違反したもの

(5) 費用の負担

入札に関して入札参加者が要する費用は、それぞれの入札参加者の負担とする。

(6) 使用言語、単位及び通貨

使用する言語は日本語、単位はS I単位、及び通貨は円に限る。

(7) 入札提出書類の取り扱い

① 著作権

入札提出書類の著作権は入札参加者に帰属する。

② 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理・運営方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。

③ 入札提出書類の使用等

提出された入札提出書類は、事業者の選定に関わる公表等以外に入札参加者に無断で使用しない。公表、展示、その他市が本事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、市は事業者の確認のうえ、これを無償で使用することができるものとする。

なお、提出された入札提出書類は返却しない。

(8) 市の提供する資料の取り扱い

入札参加者（入札までに辞退したものを含む。）は、市が提供する資料を、本入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(9) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(10) 契約に関する規則等の閲覧

薩摩川内市契約規則等は、市のホームページにおいて閲覧することができる。

VI 提出書類

1 参加資格確認申請時の提出書類

資格確認申請時は、次の提出書類をまとめて1部提出すること。

- (1) 参加表明書（様式3）
- (2) 資格確認申請書（様式4）
- (3) グループ構成員一覧表（様式5）
- (4) 委任状（各構成員の代表者から代表企業の代表者への委任状）（様式6）
- (5) 同種又は類似の施設での設計・建設又は維持管理・運営実績（様式7）
- (6) 参加資格確認書類
 - ① 印鑑証明書（本入札説明書の配布開始日以降に交付されたもの。）
 - ② 使用印鑑届（実印に代わる印鑑を契約等に使用する場合。様式は任意。）
 - ③ 設計企業の一級建築士事務所登録を証明する書類
 - ④ 設計企業の設計実績を証明する書類（契約書の写し等）
 - ⑤ 建設企業の特定建設業許可を証明する書類
 - ⑥ 建設企業の総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）
 - ⑦ 建設企業の建設実績を証明する書類（契約書の写し等）
 - ⑧ 維持管理・運営企業の維持管理・運営実績を証明する書類（契約書の写し等）
- (7) その他
 - ① 会社概要（最新のもの、全企業）
 - ② 営業経歴書（最新のもの、全企業）

2 入札辞退時の提出書類

入札辞退時は、次の書類を1部提出すること。

- (1) 入札辞退届（様式8）

3 入札時の提出書類

入札時は、次の提出書類を指定の部数提出すること。

提出書類		規格等	部数
入札提出書類提出届等			各1部
入札書			各1部
提案書	事業計画に関する提案書	A4版	各20部 (正本1部, 副本19部)
	施設整備に関する提案書	A4版	
	維持管理・運営に関する提案書	A4版	
	自由提案に関する提案書	A4版	
	設計図書	A4版(製本)	
	添付資料	A4版	
	提案書の電子データ	CD-ROM	1式

- (1) 入札提出書類提出届等（様式 9 及び様式 10）
- (2) 入札書（様式 11（別添 1～3 含む。））
- (3) 提案書
 - ① 事業計画に関する提案書（様式 12）
 - ② 施設整備に関する提案書（様式 13）
 - ③ 維持管理・運営に関する提案書（様式 14）
 - ④ 自由提案に関する提案書（様式 15）
 - ⑤ 設計図書（別冊とする，計算書，工事仕様書は A4 判，図面は A3 版の自由様式）
 - ・ 物質収支
 - ・ 熱収支
 - ・ 用役収支
 - ・ 容量計算，性能計算（主要機器・水槽について記入する。），水槽レベル図，建築仕上表
 - ・ 施設全体配置図，各階平面図，断面図（必要数），立面図（4 面），鳥瞰図
 - ・ 主要機器外観図
 - ・ 計装系統図（污水处理プロセス，炭化プロセス（ガス処理含む。），上水，等）
 - ・ 電気設備図（単線結線図）
 - ・ 工事仕様書（仮設計画を含む。）
 - ・ 工事工程表（土木・建築・プラント・試運転の工事主要工種毎に記載）
 - ⑥ 添付資料

Ⅶ 提出書類作成要領

1 一般的事項

各提出書類を作成するにあたっては、特に市の指示がない限り、次の事項に留意すること。

- (1) 各提出書類に用いる言語は日本語、通貨は円、単位はS I単位とする。また、原則として横書きで記述し、使用する文字の大きさは、10ポイント以上、上下左右に20mm程度の余白を設定すること（図面及び添付書類を除く。）。
- (2) 「添付資料4：様式集」の各様式に掲げる指示を踏まえ、再生紙を使用して作成すること。
- (3) 製本に当たっては、再利用に不向きな素材としないこと。

2 参加表明書及び資格確認申請時の提出書類

参加表明書及び資格確認申請時の提出書類を作成するにあたっては、特に市の指示がない限り、次の事項に留意すること。

- (1) 参加表明書を表紙として、提出書類を所定の順番でまとめ、A4版縦左ホッチキス綴じとして1部提出すること。

3 入札書

入札書を作成するにあたっては、特に市の指示がない限り、次の事項に留意すること。

- (1) 入札書（様式11（別添1～3を含む。））は、封筒に入れ、密封して提出すること。封筒の表書き等については別紙2を参考にすること。
- (2) 入札金額は、入札書比較価格と同様、事業期間にわたる請負代金及び処理委託費を単純に合計した金額とし、建設工事請負契約書（案）に記載する請負代金及び維持管理・運営委託契約書（案）に記載する処理委託費に基づいて算定すること。なお、各契約書（案）に規定する物価変動等に応じた改定は見込まないこと。
- (3) 入札金額には、消費税及び地方消費税を加えないこと。
- (4) 事業計画に関する提案書との整合性を確保すること。

4 提案書

提案書を作成するにあたっては、特に市の指示がない限り、次の事項に留意すること。

- (1) 様式ごとに「添付資料4：様式集」に示す所定の枚数とし、所定の順番でまとめ、「事業計画に関する提案書」、「施設整備に関する提案書」、「維持管理・運営に関する提案書」、「設計図書」及び「添付資料」の5分冊に分け、VI-3に定める様式により提出すること。また、市から送付された資格確認結果通知書に記載された応募者番号を各ページ所定の欄に記入し、副本については各分冊の表紙下中央に通し番号（1/19～19/19）をふること。
- (2) 提出部数については、VI-3に定める部数を提出すること。なお、副本については、本文及び貼付け図面等を含め、社名やロゴマーク等入札参加者を特定できる表記はしないこと。
- (3) 提案書のうち文章で記載するものについては、図表及び絵・写真等を使用してよい。また、着色は自由とする。
- (4) 各様式の記載事項について、様式間の不整合がないよう注意すること。
- (5) 図面については次のとおりとする。
 - ① 図面は、JISの建築製図通則に従って作成すること。
 - ② 右下に図面名称及び応募者番号を記入すること。
 - ③ 図面の方位は、北が右になるよう配置することを基本とするが、配置できない場合は方位

を記入すること。

④ 図面等の着色は，自由とする。

(6) 電子データの提出

市に提出する提案書および図面については電子データをCD-ROMに保存し提出すること。なお，提案書についてはMicrosoft Word (Windows 版，バージョンは2000以後とする)を基本とし，長期収支計画表(様式12-8)等の様式についてはMicrosoft Excel (Windows 版，バージョンは2000以後とする)を使用すること。なお，図等を文書に貼り付ける場合は，上記ソフト以外のものを使用してもよい。

また，図面データについてはdwg形式(AutoCAD形式で保存すること)のデータで提出するものとする。なお，dwg形式のデータで提出を行う場合は印刷設定ファイルもあわせて提出すること。

VIII その他

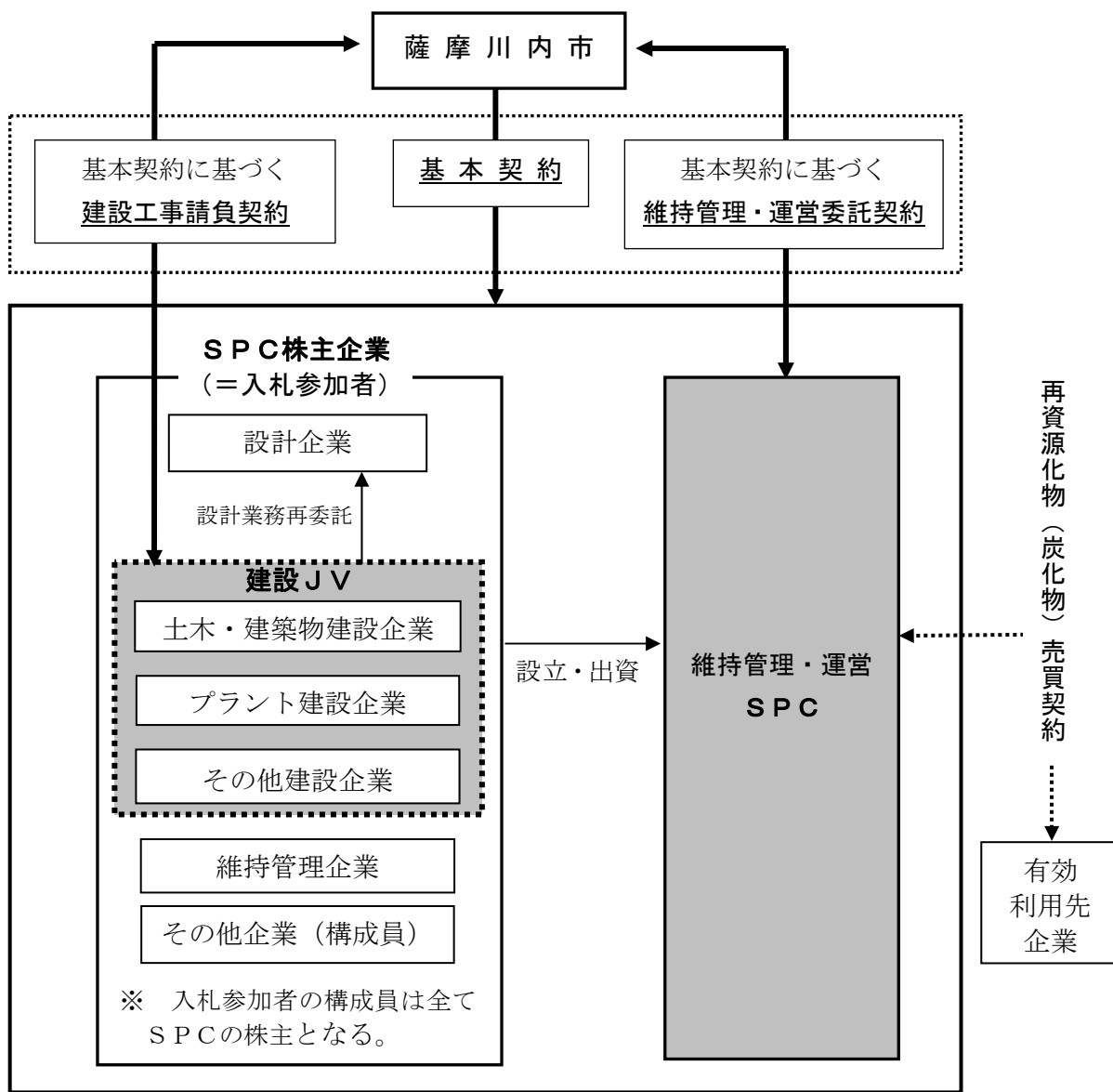
1 必要事項等の追加

本入札説明書等に定めることの他、入札の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、参加資格確認結果の通知前においては、市のホームページを通じて、また、資格確認結果の通知後においては代表企業に通知する。

2 情報公開及び情報提供

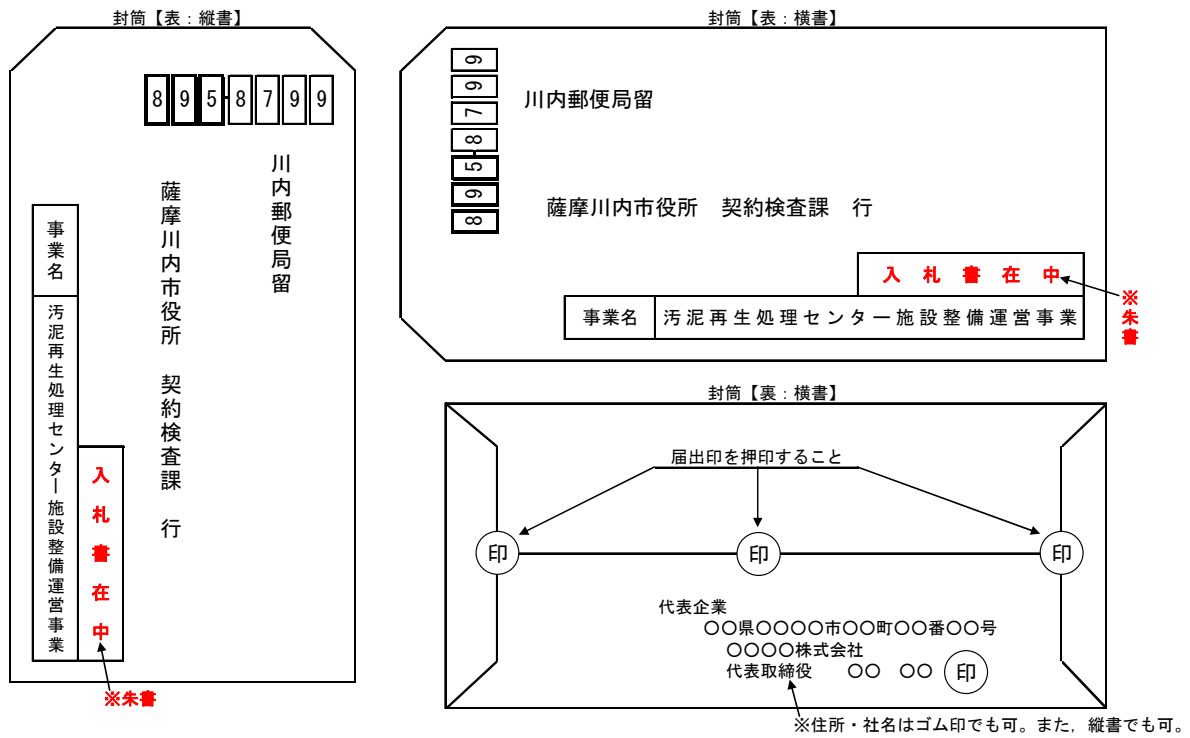
薩摩川内市情報公開条例（平成16年薩摩川内市条例第12号）に基づき情報公開を行う。また、情報提供は、適宜、市のホームページ等を通じて行う。

別紙1 事業スキーム図



※ なお、上記の3つの各契約の締結に向け、薩摩川内市と選定された入札参加者は「基本協定」を締結する。

別紙2 入札書の提出用封筒



- ※ 封筒の大きさ
長形3号 (120mm×235mm)
- ※ 封筒の中に入れるもの
様式11号 (別添1～3含む。)